

令和5年度第2回阿見町地域公共交通活性化協議会 次第

日 時：令和6年3月14日（木）

午前10時00分から

場 所：阿見町役場 4階 全員協議会室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 事

(1) 協議事項

【議案第1号】令和6年度阿見町地域公共交通活性化協議会事業計画（案）について

【議案第2号】令和6年度阿見町地域公共交通活性化協議会予算（案）について

(2) 報告事項

【報告第1号】令和5年度阿見町デマンドタクシー〈あみまるくん〉の運行概要及び実績について[資料1]

【報告第2号】令和5年度阿見町デマンドタクシー〈あみまるくん〉の利用者に対する満足度調査アンケート結果について[資料2]

4. その他

5. 閉 会

【議案第 1 号】

令和 6 年度事業計画（案）について

令和6年度阿見町地域公共交通活性化協議会事業計画（案）

1. 事業計画（案）

令和5年度は、新型コロナウイルスが落ち着きを見せ、デマンドタクシー【あみまるくん】の運行を中心に、町民に身近な交通手段として地域公共交通の維持を図りました。令和6年度につきましては引き続き「阿見町地域公共交通計画」に基づいた事業や茨城大学との連携事業について取り組んでまいります。

1) デマンドタクシー【あみまるくん】 継続事業

○デマンドタクシー【あみまるくん】の運行継続

- ・運行主体：阿見町地域公共交通活性化協議会
- ・運行台数：2台[町所有車（10人乗りワゴン車：運行事業者へ無償貸与）]
1台[町所有車（7人乗り乗用車：運行事業者へ無償貸与）]
- ・運行事業者：(有)新町タクシー
- ・予約センター受付業務：(公社)阿見町シルバー人材センター
- ・運行区域：町内全域及びJR荒川沖駅東口
- ・運行日及び時間帯：月～金曜日の8：00～17：00（祝・祭日及び年末年始は運休）
- ・運賃：大人（中学生以上） 400 円
小児（小学生） 200 円
障害者等 200 円
幼児（3歳以上7歳未満の未就学児） 無料
※保護者同伴（保護者1人につき2人まで無料。ただし、3人目からは小児運賃）
乳児（3歳未満） 無料
※保護者同伴

○地域公共交通確保維持改善事業費補助金（フィーダー系統）の活用継続

国庫補助制度「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（フィーダー系統）」を活用し財源の確保に努め、健全な運営を行います。

○デマンドタクシー【あみまるくん】の運行改善・利用促進

午前の時間帯を中心に予約が重複する傾向があるため、予約が分散するような案内の実施や適切な運行速度の設定を行い効率的な運行を行います。

また、利用促進のための広報、回覧、あみメール、阿見町公式LINE及びホームページの拡充による宣伝活動も引き続き行います。

2) 高齢者運転免許証自主返納に対する支援 継続事業

町の関係部署と連携し、令和3年4月1日から75歳以上の方が運転免許を自主的に返納した場合に、デマンドタクシー「あみまるくん」乗車券10,000円分を進呈する取り組みを行いました。引き続き、公共交通の利用を促進する取り組みとして継続してまいります。

3) 既存バス路線の利用促進 継続事業

町内における既存バス路線を維持するため運行事業者等と連携し、利用促進に取り組みます。その一環として利用者が減少傾向にある本町の路線バスを持続可能な公共交通として将来へ繋いでいき、より多くの利用機会を提供するために、バスの乗り方教室等の体験型イベントを運行事業者と協議し、実施します。

4) 協議会の開催 継続事業

予算・決算、運行の検証や改善方策の検討等に基づく次年度事業計画の承認等のため協議会を2回／年開催します。

5) 茨城大学評価検証事業 継続事業

令和5年度に整理した阿見町の現状や公共交通の課題に関する研究結果をもとに、町の公共交通のあり方の研究を引き続き行います。

2. 事業計画（案）

日 程	議事内容
令和 6 年 4 月～	・ 令和 7 年度地域公共交通確保維持事業に係る計画策定作業
令和 6 年 6 月上旬 第 1 回協議会	・ 令和 5 年度決算について ・ 令和 5 年度事業の報告について ・ 令和 7 年度地域公共交通確保維持事業に係る計画の策定について ・ その他
令和 6 年 6 月下旬	・ 令和 7 年度地域公共交通確保維持事業に係る計画の提出
令和 6 年 7 月下旬	・ デマンド運行に関する意見交換会
令和 6 年 10 月下旬	・ バスの乗り方教室の開催
令和 6 年 11 月下旬	・ 令和 6 年度地域公共交通確保維持改善事業補助金交付申請
令和 7 年 2 月下旬 第 2 回協議会	・ 令和 7 年度事業計画（案）及び予算（案）について ・ その他

令和6年度予算（案）について

令和6年度予算の承認について

※令和6年度阿見町地域公共交通活性化協議会の予算を、下記のとおりとしたので承認を求める。

【要旨】

- (1) 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ**28,689**千円と定める。
 (2) 歳出予算の款相互の金額は、必要に応じて流用することができる。

【歳入の部】

(単位：千円)

項 目			本年度予算額	前年度予算額	比 較
款	項	目			
1 負担金	1 負担金		21,155	21,089	66
			21,155	21,089	66
		1 負担金	21,155	21,089	66
2 補助金	1 補助金		4,447	4,786	△ 339
			4,447	4,786	△ 339
		1 補助金	4,447	4,786	△ 339
3 繰越金	1 繰越金		0	0	0
			0	0	0
		1 繰越金	0	0	0
4 諸収入	1 諸収入		3,087	2,880	207
			3,087	2,880	207
		1 諸収入	1	1	0
		2 運賃収入	3,086	2,879	207
計			28,689	28,755	△ 66

【歳出の部】

(単位：千円)

項目			本年度予算額	前年度予算額	比 較
款	項	目			
1 運営費			50	50	0
	1 会議費		50	50	0
		1 会議費	50	50	0
			548	698	△ 150
	2 事務費		548	698	△ 150
		1 事務費	548	698	△ 150
2 事業費			27,991	27,907	84
	1 事業費		27,991	27,907	84
		1 事業費	27,991	27,907	84
					100
3 予備費	1 予備費		100	100	0
			100	100	0
		1 予備費	100	100	0
計			28,689	28,755	△ 66

令和6年3月14日 提出

阿見町地域公共交通活性化協議会
 会 長 千 葉 繁

令和6年度歳入歳出予算項目別明細書

歳入

(款) 1 負担金

(項) 1 負担金

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 負担金	21,155	21,089	66	1 負担金	21,155	阿見町からの負担金
計	21,155	21,089	66		21,155	

(款) 2 補助金

(項) 1 補助金

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 補助金	4,447	4,786	△ 339	1 国庫補助金	4,447	国庫補助金(フィーダー系統確保維持費)
計	4,447	4,786	△ 339		4,447	

(款) 3 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	0	0	0			
計	0	0	0			

(款) 4 諸収入

(項) 1 諸収入

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 諸収入	1	1	0		1	預金利子
2 運賃収入	3,086	2,879	207		3,086	デマンドタクシー回数券売上代金
計	3,087	2,880	207		3,087	

歳出

(款) 1 運営費

(項) 1 会議費

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 会議費	50	50	0	9 旅費	42	
				11 需用費	8	食糧費(協議会時飲物代)
計	50	50	0		50	

(款) 1 運営費

(項) 2 事務費

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 事務費	548	698	△ 150	9 旅費	18	普通旅費
				11 需用費	241	消耗品費(事務用, 事業用)
				12 役務費	306	郵便料, 電話料, 手数料
				14 使賃料	18	有料道路通行料
計	548	698	△ 150		583	

(款) 2 事業費

(項) 1 事業費

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 事業費	27,991	27,907	84	13 委託費	25,989	デマンドタクシー運行委託料(20,518,434円) 予約システム受付業務委託料(4,810,640円) 茨城大学評価検証事業委託料(660,000円)
				14 使賃料	2,002	予約システム利用料
計	27,991	27,907	84		27,991	

(款) 3 予備費

(項) 1 予備費

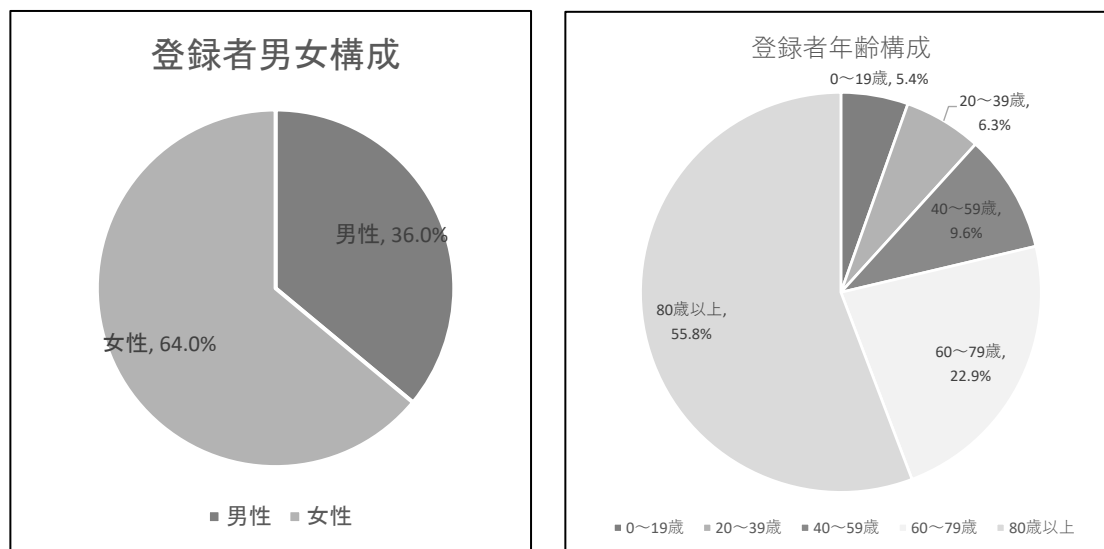
(単位:千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 予備費	100	100	0	1 予備費	100	予備費
計	100	100	0		100	

令和 5 年度阿見町デマンドタクシー〈あみまるくん〉の 運行概要及び実績について

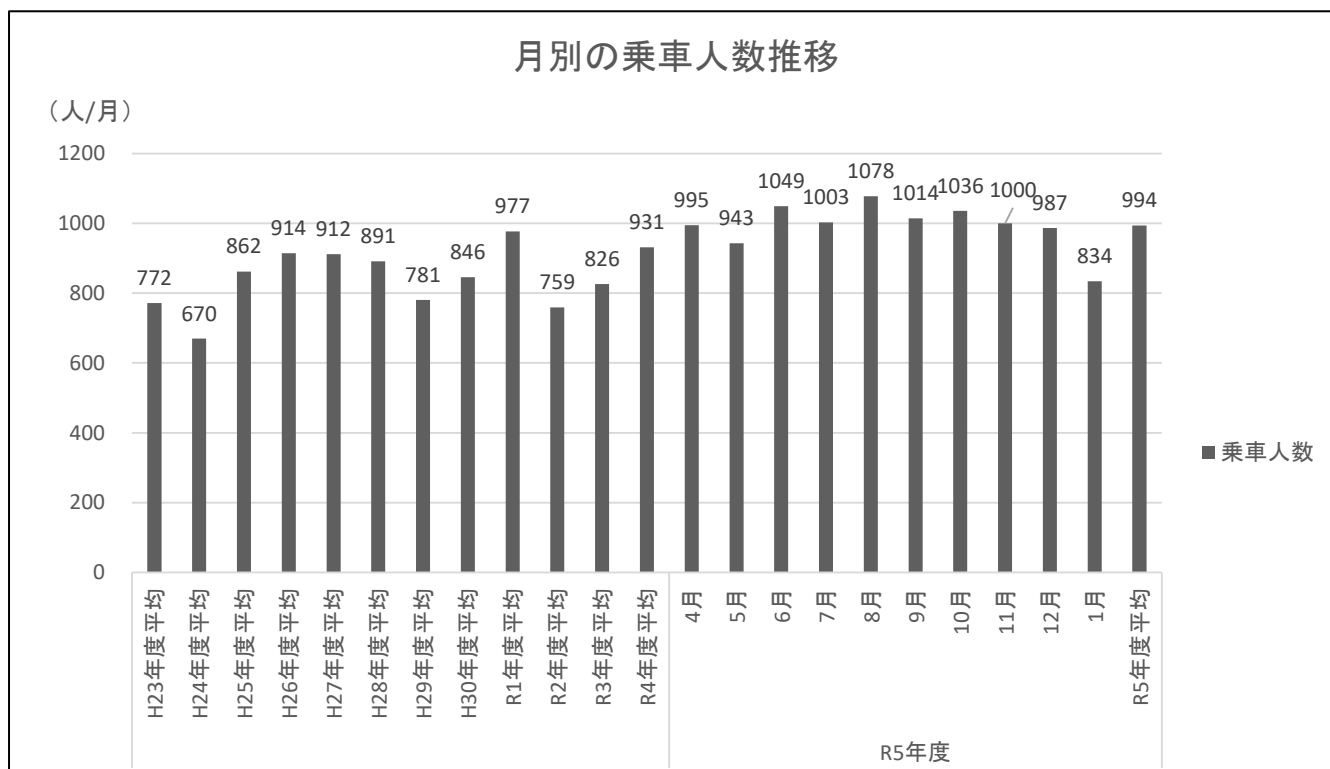
令和 6 年 1 月末現在で、登録者数は 3,996 人（令和 4 年度より 260 名増加。登録者数の内 1,113 名が減額登録者）、月の平均乗車人数は 994 人となっており、前年度より増加しています。

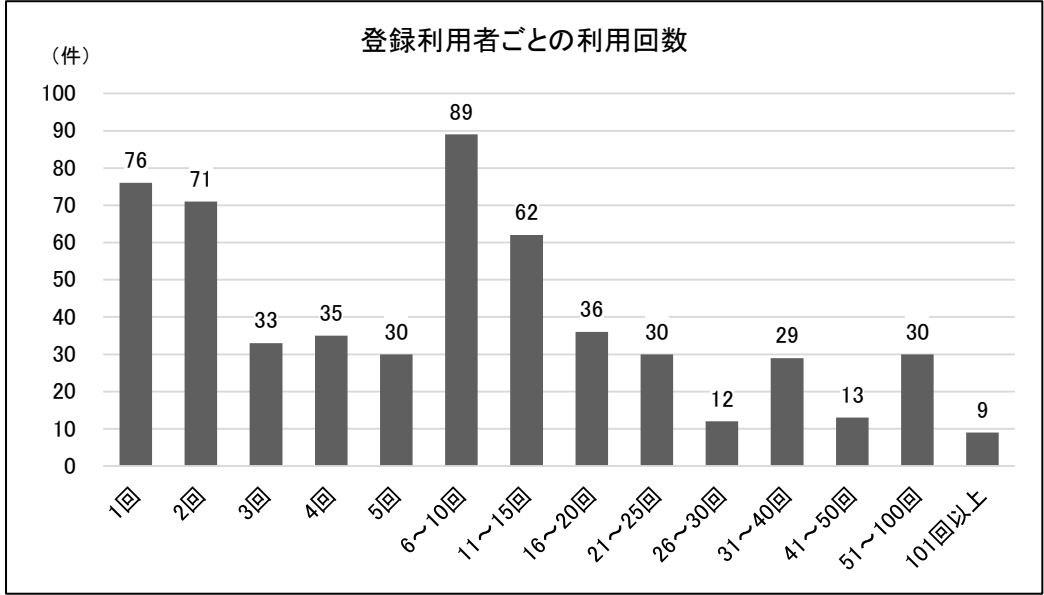
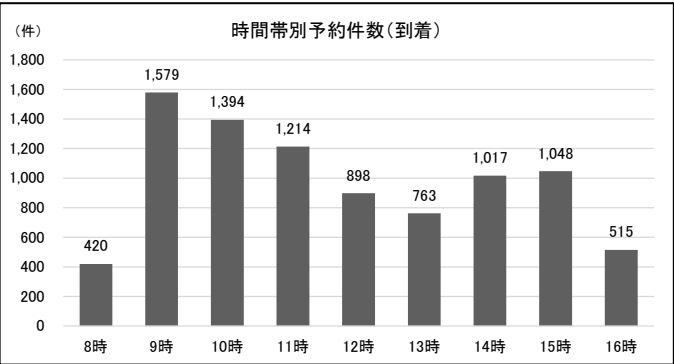
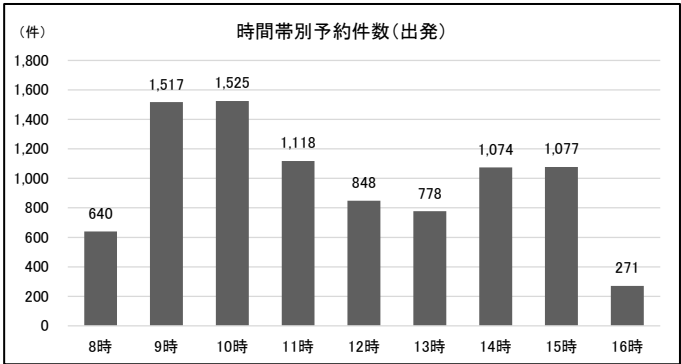
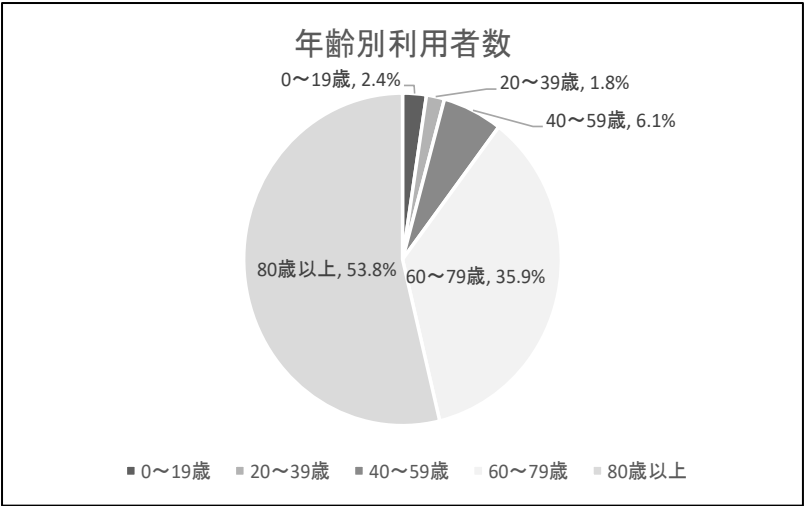
1. 利用者登録状況



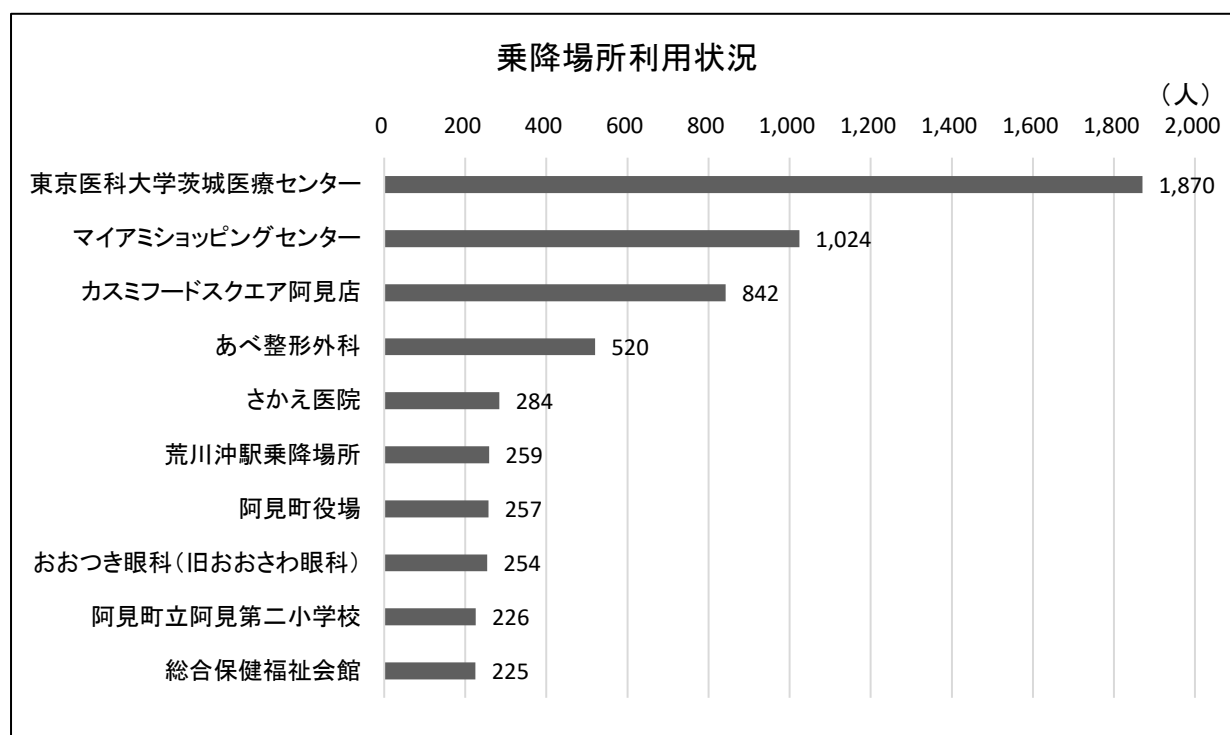
男性 1,437 人＋女性 2,559 人＝3,996 人

2. 利用状況





3. 乗降場所利用状況（令和5年4月～令和6年1月の主な乗降場所）



デマンドタクシーあみまるくん利用者を対象とした満足度調査アンケート結果

1. 主旨

本アンケート調査は、デマンドタクシー利用者の利用状況・満足度に係る意見を把握し、運行改善策を検討するために実施した。

※あみまるくん利用者の満足度は「阿見町地域公共交通計画」においてあみまるくんの年間利用者数増加の達成指標となる。

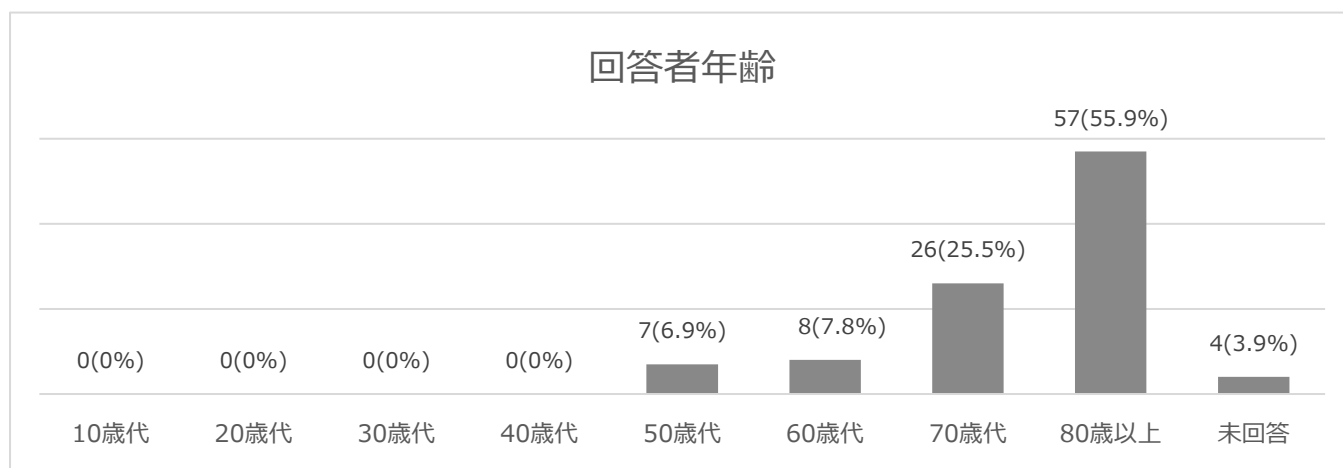
2. アンケート対象者の抽出条件及び回答状況について

デマンドタクシー利用登録者の中から、令和4年度にデマンドタクシーの利用実績がある者を対象に無作為抽出し、実施した。

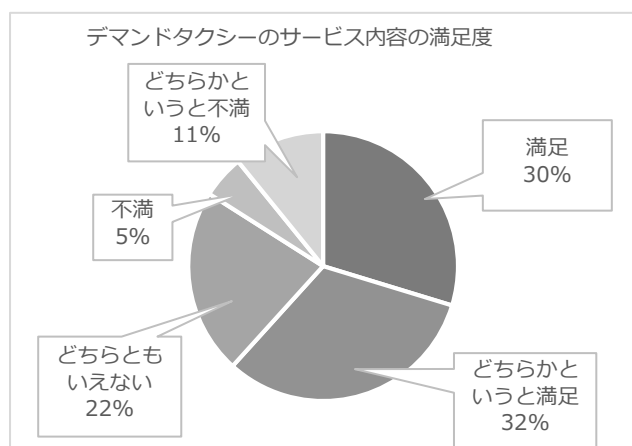
(実施時期：令和5年6月～7月)

アンケート送付数（通）	300
回答数（通）	177

3. アンケート結果

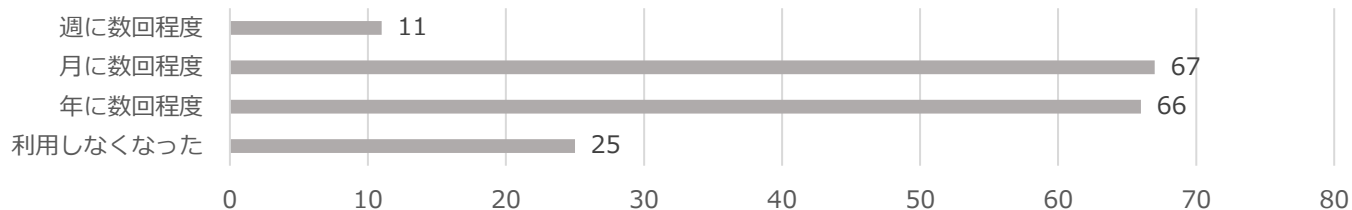


- ・回答者の約8割が70歳以上の高齢者である。
- ・10歳～49歳の回答率は0%であり、年齢が上がるにつれデマンドタクシーの利用率、アンケートへの回答、意見発信の意欲が高い。



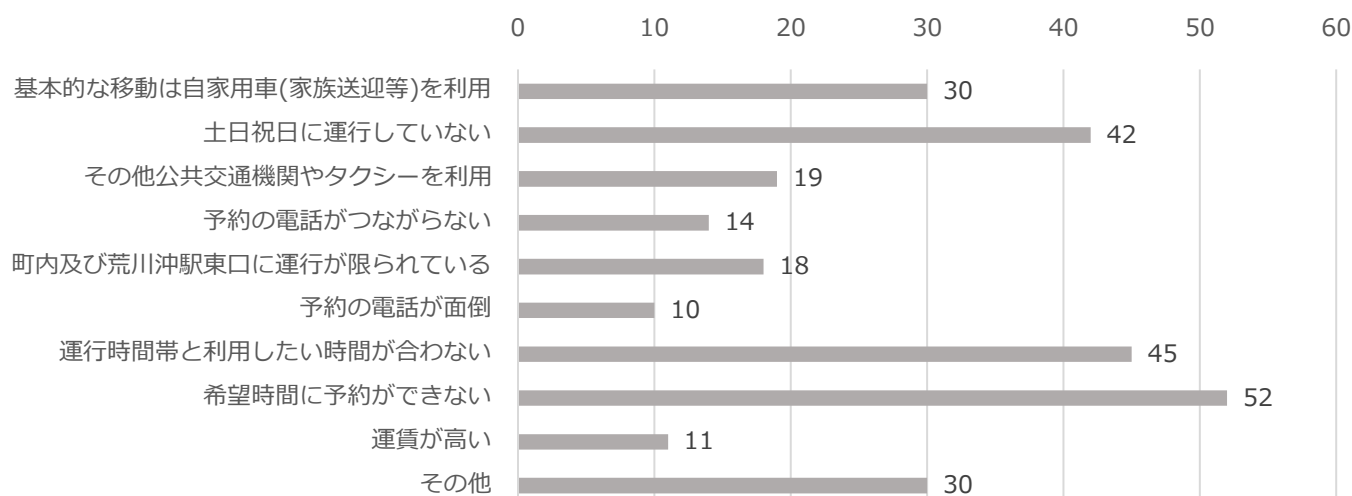
- ・満足度については満足が30%・どちらかという満足が32%となっており、デマンドタクシーの満足度結果は7月時点で62%である。
- ・不満が5%・どちらかという不満が11%となっており、不満を抱えている利用者は16%である。

デマンドタクシーの利用頻度



- ・利用頻度は週に数回程度が 11 人、月に数回程度が 67 人となっており、回答者のうち約半数が日常的にデマンドタクシーを利用している。

利用回数が減った・利用しなくなった理由(複数回答)



- ・利用回数が減った・利用しなくなった主な理由として希望時間に予約ができない、運行時間帯と利用したい時間が合わない、土日祝日に運行していないとなる。
- ・利用者の希望時間どおりにデマンドタクシーを利用できないことが主な原因と考えられる。

4. まとめ

本アンケート結果を踏まえ、茨城大学工学部と連携し取り組んでいるデマンドタクシーの相乗り・乗車効率向上の可能性の検証や周知促進を行っていく。

令和5年度第2回阿見町地域公共交通活性化協議会出席者名簿

令和6年3月14日

No.	所属名	氏名	役職	出欠
1	阿見町長	千 葉 繁	会 長	出席
2	ジェイアールバス関東株式会社 土浦支店長	色 川 広 司		出席
3	関東鉄道株式会社 常務取締役	廣 瀬 貢 司	監査員	代理出席 白鳥 賢
4	有限会社新町タクシー 取締役	加 藤 一 昭		出席
5	日本交通株式会社 代表取締役	吉 田 貴 光		出席
6	茨城県土木部竜ヶ崎工事事務所長	野 島 泰 久		代理出席 大山 英輔
7	阿見町商工会長	齋 藤 十 郎		出席
8	一般社団法人 茨城県バス協会 専務理事	澤 畠 政 志		出席
9	一般社団法人 茨城県ハイヤー・タクシー協会 専務理事	服 部 透		出席
10	関東鉄道労働組合 執行委員長	池 田 正 人		出席
11	牛久警察署 交通課長	東 直 人		出席
12	阿見町議会 議長	平 岡 博		出席
13	阿見町議会 副議長	川 畑 秀 慈		出席
14	阿見町議会 産業建設常任委員長	吉 田 憲 市	監査員	欠席
15	阿見町区長会 会長	山 口 道 子		出席
16	阿見町PTA連絡協議会 代表	倉 内 慎 介		出席
17	阿見町シルバークラブ連合会 会長	檜 森 武		欠席
18	阿見町障害者福祉協議会 会長	武 井 浩		欠席
19	福田工業団地連絡協議会 会長	篠 木 健 志		代理出席 高原 宏之
20	筑波南第一工業団地連絡協議会 会長	南 雲 勉		代理出席 桑原 幹也
21	阿見東部工業団地連絡協議会 会長	篠 田 伸 男		出席
22	東京医科大学茨城医療センター 事務部次長	大 須 賀 浩		出席
23	国土交通省関東運輸局茨城運輸支局 首席運輸企画専門官	國 下 裕 司		出席
24	国土交通省関東運輸局茨城運輸支局 首席運輸企画専門官	仲 野 俊 二		代理出席 玉村 翔太
25	茨城県政策企画部交通政策課 課長	寺 田 明 弘		代理出席 長谷川 佳
26	土浦市都市政策部 部長	塚 本 隆 行		代理出席 鈴木 孝昌
27	茨城大学農学部 教授	白 岩 雅 和	副会長	欠席
28	茨城県立医療大学 准教授	相 良 順 一		欠席

令和5年度第2回 阿見町地域公共交通活性化協議会 席次表

阿見町 会長
千葉 阿見町長
繁 ○

傍聴席

ジェイアールバス関東㈱ 土浦支店長
色川 広司 委員 ○
関東鉄道㈱ 常務取締役
廣瀬 貢司 委員 ※
(有)新町タクシー 取締役
加藤 一昭 委員 ○
日本交通㈱ 代表取締役
吉田 貴光 委員 ○
茨城県土木部竜ヶ崎工事事務所 所長
野島 泰久 委員 ※
一般社団法人 茨城県バス協会 専務理事
澤畠 政志 委員 ○
一般社団法人 茨城県ハイヤー・タクシー協会 専務理事
服部 透 委員 ○
関東鉄道労働組合 執行委員長
池田 正人 委員 ○
阿見町議会 議長
平岡 博 委員 ○
阿見町議会 副議長
川畑 秀慈 委員 ○
土浦市都市政策部 部長
塚本 隆行 委員 ※

阿見町商工会 会長
○ 齋藤 十郎 委員
町区長会 会長
○ 山口 道子 委員
阿見町PTA連絡協議会 代表
○ 倉内 慎介 委員
牛久警察署 交通課長
○ 東 直人 委員
福田工業団地連絡協議会 会長
※ 篠木 健志 委員
筑波南第一工業団地連絡協議会 会長
※ 南雲 勉 委員
阿見東部工業団地連絡協議会 会長
○ 篠田 伸男 委員
東京医科大学茨城医療センター 事務部次長
○ 大須賀 浩 委員
国土交通省関東運輸局茨城運輸支局 首席運輸企画専門官
○ 國下 裕司 委員
国土交通省関東運輸局茨城運輸支局 首席運輸企画専門官
※ 仲野 俊二 委員
茨城県政策企画部交通政策課 課長
※ 寺田 明弘 委員

事務局					
○ 内都田 市計学画課	○ 鶴田 市計画課 秋長	○ 井上 産業建設部長	○ 林田 市長補佐 克己	○ 都長 市計画課 佐	○ 笹目 市計画課 涼介

※は代理出席です。

【阿見町地域公共交通活性化協議会 R5年度 名簿】

No.	所属名	氏名
1	阿見町長	千 葉 繁
2	ジェイアールバス関東株式会社 土浦支店長	色 川 広 司
3	関東鉄道株式会社 常務取締役	廣 瀬 貢 司
4	有限会社新町タクシー 取締役	加 藤 一 昭
5	日本交通株式会社 代表取締役	吉 田 貴 光
6	茨城県土木部竜ヶ崎工事事務所 所長	野 島 泰 久
7	阿見町商工会長	齋 藤 十 郎
8	一般社団法人 茨城県バス協会 専務理事	澤 畠 政 志
9	一般社団法人茨城県ハイヤー・タクシー協会 専務理事	服 部 透
10	関東鉄道労働組合 執行委員長	池 田 正 人
11	茨城県牛久警察署 交通課長	東 直 人
12	阿見町議会 議長	平 岡 博
13	阿見町議会 副議長	川 畑 秀 慈
14	阿見町議会 産業建設常任委員長	吉 田 憲 市
15	阿見町区長会 会長	山 口 道 子
16	阿見町PTA連絡協議会 代表	倉 内 慎 介
17	阿見町シルバークラブ連合会 会長	檜 森 武
18	阿見町障害者福祉協議会 会長	武 井 浩
19	福田工業団地連絡協議会 会長	篠 木 健 志
20	筑波南第一工業団地連絡協議会 会長	南 雲 勉
21	阿見東部工業団地連絡協議会 会長	篠 田 伸 男
22	東京医科大学茨城医療センター 事務部次長	大 須 賀 浩
23	国土交通省関東運輸局茨城運輸支局 首席運輸企画専門官	國 下 裕 司
24	国土交通省関東運輸局茨城運輸支局 首席運輸企画専門官	仲 野 俊 二
25	茨城県政策企画部交通政策課 課長	寺 田 明 弘
26	土浦市都市政策部 部長	塚 本 隆 行
27	茨城大学農学部 教授	白 岩 雅 和
28	茨城県立医療大学 准教授	相 良 順 一

阿見町地域公共交通活性化協議会規約

平成 20 年 8 月 22 日
制 定

(設置)

第 1 条 この会は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、並びに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「公共交通計画」という。）の作成に関する協議及び公共交通計画の実施に係る連絡調整を行うため、協議会として設置する。

(名称)

第 2 条 この会の名称は、阿見町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）とする。

(事務所)

第 3 条 協議会の事務所は、茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目 1 番 1 号阿見町役場内に置く。

(事業)

第 4 条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 公共交通計画の策定及び変更の協議に関する事。
- (4) 公共交通計画の実施に係る連絡調整に関する事。
- (5) 公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関する事。
- (6) その他協議会が必要と認める事。

(組織)

第 5 条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 人
- (2) 副会長 1 人
- (3) 監査員 2 人

3 会長、副会長及び監査員は、相互に兼ねることはできない。

(委員の任期)

第 6 条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 別表に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については、2 年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残存任期とする。

(会長及び副会長)

第7条 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長は、協議会の会計を監査する監査員を委員の中から任命する。

4 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(監査員)

第8条 監査員は、協議会の会計監査を行う。

2 監査員は、会計監査の結果を会長に報告しなければならない。

(会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長は当該会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の議決は、会議出席委員の総意で決定することとする。ただし、意見が分かれた場合は、多数決とし、出席者の3分の2以上の賛成をもって決するものとする。

5 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

6 第1項から第4項までの規定にかかわらず、会長が特に認めた場合、会議によらず文書の提出を持って賛否を求めることができる。この場合において、その議決は、委員の3分の2以上の賛成をもって、決するものとする。

7 前6項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第10条 委員は、協議会で協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第11条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第12条 第4条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、阿見町役場産業建設部都市計画課に置く。

- 3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもってこれに充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第 14 条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第 15 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第 16 条 協議会の委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項の報酬及び費用弁償の額、支給方法等については、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第 17 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを精算する。

(委任)

第 18 条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 20 年 8 月 22 日から施行する。

この規約は、平成 21 年 5 月 26 日から施行する。

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は、平成 25 年 5 月 29 日から施行する。

この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第5条関係）

委 員
(1) 阿見町長
(2) ジェイアールバス関東株式会社 土浦支店長
(3) 関東鉄道株式会社 常務取締役
(4) 有限会社新町タクシー 取締役
(5) 日本交通株式会社 代表取締役
(6) 茨城県土木部竜ヶ崎工事事務所 所長
(7) 阿見町商工会 会長
(8) 一般社団法人茨城県バス協会 代表
(9) 一般社団法人茨城県ハイヤー・タクシー協会 代表
(10) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 代表
(11) 茨城県牛久警察署 交通課長
(12) 阿見町議会議長
(13) 阿見町議会副議長
(14) 阿見町議会産業建設常任委員会委員長
(15) 阿見町区長会 会長
(16) 阿見町PTA連絡協議会 代表
(17) 阿見町シルバークラブ連合会 代表
(18) 阿見町障害者福祉協議会 代表
(19) 福田工業団地連絡協議会 代表
(20) 筑波南第一工業団地連絡協議 代表
(21) 阿見東部工業団地連絡協議会 代表
(22) 東京医科大学茨城医療センター 代表
(23) 関東運輸局茨城運輸支局 首席運輸企画専門官
(24) 茨城県政策企画部 交通政策課 課長
(25) 土浦市都市政策部 部長
(26) 茨城大学農学部教授
(27) 茨城県立医療大学教授